規則

埼 玉 建 築基 準 法施 行 細 則 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す る規 則 をここに 公 布 す る

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

うに改正 玉県建築基 す 準 - 法施行 細 則 (昭 和 三十六年埼玉県 規則 第十五号) \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} ょ

に 改 第 に改 め、 二条第二項 8 同 条第 兀 中 項 中 規 則 規則第五 を \neg 条第三項ただし書」 省 令 _ に 改 \otimes 同 条第三項 を 「省令第五条第三項ただ 中 規 則 を 令

第六条 る。 第三項ただし書」 三条第二項及 の二の二第三項ただし書」 び を 第三 「省令 項 中 第六条 規 を 則 第三項ただし 「省令第六条 を \neg 省 令 書」 に の二の二第三項ただ 改 に め、 改 め、 同 条第 同 条第 兀 項 五. L 中 書」 項 单 規 則 規 第六 改

第 六条 \mathcal{O} 五. 第 項 第 七 条 及 び 第 八 条 中 規 則 を 省 令 に 改 8

第六 項 \mathcal{O} 中 第 項」 表」 十条第 令」 「規 一条の三第一 を に を 則 第十条 改め 一項 省 第 五 (中「規 令第三条第二項 項 \mathcal{O} +几 \mathcal{O} 第 表 六 則 第十条 条 兀 $\overline{}$ 項」 \mathcal{O} を「 七 第六 を \mathcal{O} \mathcal{O} 表 省令第一条の三第 兀 「省令第十条 項 第 に改 又 _ 項」 は 8 第 五.十 を「省令第十条 同条第三項 \mathcal{O} 四第四 六 条の _ 項 「項」に、 \mathcal{O} 八 表一」 第 中 四項」 \mathcal{O} 「又は第五十六条の 兀 に改 に、 規則第三条第二 _ め、 項 「規則」 に、 同 条第二 七 を

項」 同 項 所長」を に次 に、 十条 第五十六条の 同条第二項中 0 の二第一 「規則第一条の三第 各 号を加える。 次 \mathcal{O} 項 八 「第五十六条の 各号に 第五 中 項第二号」 規 掲 則 げる認 第 項 の + 八第四 · 条 定の に、 表 0 _ 兀 区 \sqsubseteq 「規則」 項第二号」 \mathcal{O} 分に応じ、 を 第 「省令第一条の三第 を 項」 を「第五 「省令」に、 当該各号に定める者」 を 「 省· 十六 令第 条の 十 「建築安全センタ 項 条 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 第四 表 \mathcal{O} に 項第三 改 に \Diamond 改

- 条例 第五十六 条 \mathcal{O} 七 第四 項第三号 \mathcal{O} 規 定に ょ る 認 定 知 事
- 前号に掲げ る ŧ \mathcal{O} 以外 \mathcal{O} 認定 建築安全セ ン タ 所長

に改 8 の二第三項 中 \neg 建築安全セ ン タ 所 長 を \neg 知 事 又 は 建 築安全 セ ン タ 所

車 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 設 第 (誘 導 項 車 中 路 「自動 操 車 車 場 車 所 庫 及 そ び \mathcal{O} 乗降場 他 \mathcal{O} 専 を含 5 自動 む。 車 又 \mathcal{O} は 用 自 途 転 に供 車 \mathcal{O} す る 留 又 は 次 駐

に 掲 げ る 建 築物 改 同 項 次 \mathcal{O} 各 号 を 加 え る。

- て 車 自 路 自 車 操 車 動 車 車 庫 ·場所 車 そ 庫 \mathcal{O} 等 及 他 部 び \mathcal{O} 分 乗 専 降 5 لح 自 を含 V 動 う。 車 ŧ 又 は 自 \mathcal{O} 車 用 途 \mathcal{O} に 停 供 留 す 又 は る 部 駐 車 分 \mathcal{O} 次 た 項 8 第 \mathcal{O} 施 _ 号 設 に (誘 お
- 専ら 蓄 防 倉 災 庫 部 \mathcal{O} 分 た \otimes لح に いう。 設 ける 蓄 倉 庫 \mathcal{O} 用 途 供 す る 部 分 次 項 第 二号 お 11 7
- 三 「蓄電池 蓄電 池 設置 (床 部 に 据え 分 付 と 11 け う。 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 を 設 け る 部 分 次 項 第 お 11 7
- 兀 V 自家発電設 う。 備を設 け る 部分 次 項第 兀 号 に お 11 T 自 家 発 電 設 備 設 置 部 分
- Ŧī. 貯 水 槽 を 設 け る 部 分 次 項 第 Ŧī. 号に お 11 7 貯 水 設 置 部 分 لح 11 う
- 六 ことが 部 分 宅 配 次 できな ボ 八項第六 ツ ク V ス 号に ŧ 配 \mathcal{O} に限 達さ お 11 る。 て れ \neg た 宅配 $\overline{}$ 物 品 \mathcal{O} ボ (荷 時 ツ 保 受 ク ス 管 人 設 が \mathcal{O} 置部 ため 不 在 分 \mathcal{O} そ 荷 \mathcal{O} と 受箱 他 11 \mathcal{O} う を 事 い 由 う_。 に り 受 を 設 け 取 け る る

た面 \mathcal{O} 8 第 0) +分 施 \mathcal{O} 一条の二第二 に 区 設 改 分 0 に 8 用 応 途 Ü 同 に 項 項 供 に する 中 に 次 部 同 \mathcal{O} 各号 項 \mathcal{O} 分 五. \mathcal{O} に 規定 を 分 床 加 \mathcal{O} 面 積に する える。 _ を 専 0 5 11 自 に T · 当 該 動 は 車 各号に定め を 又 は 次 自 転 \mathcal{O} 車 各 る 号 \mathcal{O} 割 に 掲 合を乗じ 留 げ 又 る は 建 駐 築物 車 \mathcal{O}

- 一 自動車車庫等部分 五分の一
- 二 備蓄倉庫部分 五十分の一
- 三 蓄電池設置部分 五十分の一
- 四 自家発電設備設置部分 百分の一
- 五 貯水槽設置部分 百分の一
- 六 宅配ボックス設置部分 百分の一

第

+

·四条第

項第三号中

「規

則

を

省

令

_

に

改

 \emptyset

- +五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項 中 規 則第 +条 \mathcal{O} +六 第 _ 項 第 四号 _ を 省 令 第 + 条 \mathcal{O} + 六
- 第一項第四号」に改める。
- とい 六 う。 項 \mathcal{O} 中 に、 \neg 建 築主 建築主事に」 事 \mathcal{O} \sqsubseteq を を 建 築 主事 建築主事 又 は 等 建 築 副 12 主 改 事 8 以 下 建 築 主
- 十六 条 \mathcal{O} 並 び に 第 + -七条第 __ 項 及 び 第 兀 項 中 建 築主 事 を \neg 建 築主 事
- に改める。
- 第十九条中「規則」を「省令」に改める
- 式 第 八 号 \mathcal{O} (そ \mathcal{O} 及 び 様 式 第 九 号 **(**そ \mathcal{O} \smile か 5 様 式 第十二号 (そ \mathcal{O}

ま

で

 \mathcal{O}

規

定

中

を

削

る。

様式第十二号の二(その一) 中 (宛先) 埼玉県 建築安全セン 多一所長」 を

埼玉県

(宛先

様式第十二号の二(その二)中「缶 用 田

塔田県

アンター所長 回」を

を一年 月

Ш

建築安全センター所長 回」

埼玉県 建

| 埼田県知事 | 回 に改める。 | 海安全センター所長 | 回 に改める。

る。 様式第十三号 (その一) 様式第十三号の二及び様式第十三号の三中 <u>=</u> _ を削

様式第十 İ. 号 か 6 様式第 +八号まで \mathcal{O} 規定中 「建築主事」 を | 建築| | | | | | 三里士事」 に 改

め、「쯸」を削る。

附則

- 1 令和六年四月一 様式第十五号から様式第十八号まで \mathcal{O} 規 則 は 日から施行する 公布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施行 する。 の改正規定 ただし、 (「粤」を削る部分を除く。) は、 第十 六条から第十七条まで及び
- 2 当分の この 間 規則による改正前 所要の調整をして使用することができる。 の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は